大阪府男女共同参画審議会 議事概要

開催日時:平成27年4月21日 火曜日 10時から12時

場所:大阪府立男女共同参画・青少年センター 4階 大会議室1

出席委員:赤尾 勝己 関西大学文学部教育文化専修教授

伊藤 公雄 京都大学大学院文学研究科教授

海東 千裕 株式会社髙島屋人事部人事担当次長

渋谷 元宏 弁護士

中田 理惠子 財団法人大阪府人権協会評議員

西田 裕美 読売新聞大阪本社編集局編成部次長

山中京子大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授

吉田 勢子 日本労働組合総連合会大阪府連合会女性委員会副委員長

会議の概要

1 開会

2 議事

◎主な意見等(※:文中〇印は委員、●印は事務局によるもの)

(1) 男女共同参画関連施策の評価・検証について

■事務局より説明

- O P13の下から4行目「イクジイ」はオフィシャルな言葉か?世代にかかわらず、子育てに関わる役割が期待される、という趣旨が伝わるのなら、敢えてオフィシャルでない言葉を使わなくてもよいのではないか。
- この3次評価は本審議会が評価するもの。「イクジイ」という言葉は、まだあまり一般 的ではないが、審議会の意見なので、形式ばらずに記載するほうがいいと考えている。
- P10の(3)の二つ目のポツの「男女共同参画の理解教育」を「男女共同参画の理解 に関する教育」に修正したほうが良い。また、「モラハラ」を入れてはどうだろうか。
- 芸能人の離婚報道で「モラハラ」という言葉が話題になっているが、モラハラはDVの中のひとつの形態(心理的暴力)と考える。3次評価の中で明示すべきかについては検討が必要。

- P9の施策の基本的方向3の(2)「様々な困難を抱える人々への支援」について、国の計画では「同和問題をはじめとする」という文言が入っている。府のプランでも、もう少し詳しく明記すべき。
- P6で女性の就業継続に関して、男女同一賃金(同一価値労働同一賃金)という記述を 入れるべきではないか。また、賃金格差是正についても今後の方向性の中で触れてほし い。P7でパワハラは単に「女性の就業継続の阻害要因」というだけでなく、「人権侵害」 であるという観点も盛込むべき。また、P13の上から2ポツ目の3行目、「男性自身が 家庭での子育てや家事等への協力が当たり前」ではなく、「共に担う」という観点が必要。 P10の(3)今後の方向性の2ポツ目の3行目は「男女共同参画への理解を深める」 が良いのではないか。
- P7の2ポツ目「家庭におけるDV被害など」の次に「重大な人権侵害であるとともに、」を追記すればハッキリする。P3の下から3番目のポツの1行目「女性職員が仕事と子育てや介護と両立」の部分は「女性職員」に限定すべきではない。また、国の資料の中で「メンター」という言葉が使われているため、P7の上から2つ目のポツに「メンタリング」を入れ、「メンタリングやロールモデルとしての先輩の体験談を聞くことは重要であり」とするのが良い。

(2) 新たな大阪府男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について

■事務局より説明

- 2(1)の「生涯を通じた女性の健康支援」について、「男女」から「女性」に変更した理由は何か?
- 「女性の活躍推進」に重点をおいたため。
- 国のプランにあわせたのか?
- 条例上は「男女」と定めているが、柱立てを構成する上で、妊娠、出産といった女性 に特有の課題への対応が多くを占めることから変更した。実施する施策は男女両方を対 象としている。
- 1 (1) の中に「働きすぎの防止を含む」とあるが、過労、働きすぎ、メンタル部分を1 (1) の中で扱うと、「男性の」過労、働きすぎ、メンタルな部分が項目落ちすることになる。健康支援の部分は柱立て1の中で、労働者の健康支援という観点で位置付けるべき。その意味で3次評価(案)でも、健康支援の部分で働きすぎの問題や過労などの課題を書き込んでおいた方が良い。
- 3次評価案のP8の上から3行目に「受診の促進」という記述があるが、「女性の受診 促進がさらに必要」という趣旨であるならば、それを示すデータを書くべき。
- 1の中で「労働者の健康管理・健康支援」として項目を立てるべき。労働者の健康管理 に関する視点を含めておくべきという趣旨。仕事と生活の調和の阻害要因として、健康 管理・支援という視点があるという位置づけ。

- 同じ施策であっても、見る角度によっては色々な柱立てに絡んでくる。
- 女性特有という価値観による整理ということであれば、場合によっては「女性は必ず 産まなければならないのか」という価値観の押し付けにつながる可能性がある。出産や 育児の支援ということだけを理由に「女性」を取り上げようとするならば、誤解を生む 可能性がある。
- 妊娠、出産は医療に関わる分野。ある意味、女性は必然的に医療分野に関わることになるが、女性の中にも、出産しないで働いている女性もいるので、もっと複合的に見ることが必要ではないか。妊娠出産は女性がメインではあるが、男性も無関係ではない。共に考えていくという視点が必要。
- 3(1)(2)(3)の順について、啓発を先頭に持ってきてはどうか。
- 〇 従来、政策・方針決定過程等への女性の参画推進はプランの最初に持ってくるのがよ くある例。
- 女性に対する暴力の根絶は未然防止の観点が必要。暴力を未然にどう防ぐかについて 2(2)で未然に防ぎ、3(2)で、教育の中で起こらないようにするという取り組み という視点でよい。
- 2(2)の2つ目、「児童虐待」。DVと児童虐待が重なっているという意味で2(2) に配置していると思うが、高齢者虐待も障害者虐待も家庭内で起こる暴力という側面で は共通性がある。児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待への対応とすればどうか。
- 国の計画では「同和問題等」と記載している。同和問題にはひとり親家庭であったり、 障害であったり、色々な形態があり、重層的に絡んでいる。明記したほうが分かりやす い。
- 2(3)の6つ目「複合的に困難な状況に置かれている女性への対応・支援」と記載 するのが正しい表現と思う。その中で同和問題を位置付けてはどうか。
- 「性暴力救援センター・大阪(SACHICO)」に関する記述を相談機関の項に入れるべき。
- 〇 1(2)で賃金のことも視野に入れるべき。
- 男女同一賃金については国の第3次計画で記載されている。国の労働施策の範囲内になるのではないか。例えば、非正規雇用など厳しい労働環境にある女性の支援の観点をもっておかないと女性の活躍支援にはならない。貧困率は沖縄に次いで大阪が2番目。賃金に関する課題はある。府の労働施策としてどこまで対応できるか。
- 国と連携しながら出来ることを検討していきたい。
- 今回のプラン改正において、多様性がパワーになるというメッセージを出せないかと 思っている。ダイバーシティという観点は3の中に位置付けることができるかもしれ ない。プランを策定する以上、何らかの新鮮味が必要。

(3) その他